



宮 崎 県 公 報

平成22年11月 8 日 (月曜日) 第 2233 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

頁

関 (精神通院医療) の指定…………… (障害福祉課) 1
○保安林の指定予定の通知 (2 件) …………… (自然環境課) 1
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
○道路の供用の開始…………… (“) 2

告 示

宮崎県告示第 777号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年11月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
そうごう薬局たかお南店	都城市	薬局	平成22年11月 1 日
ひむか薬局しおはま店	延岡市	薬局	平成22年11月 1 日
そうごう薬局三股仲町店	三股町	薬局	平成22年11月 1 日

宮崎県告示第 778号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字大尾 570
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 779号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字中瀬 1529- 3 ・ 1538- 3 ・ 1539 ・ 1540- 1 ・ 1541- 2 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)、1529- 1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 780号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月 8 日から平成22年11月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 22号	北諸県郡三股町大字宮村字小鷹原 2075番 1 地 先から同郡	旧	16.9 ~ 16.9	38.6
				新	16.9 ~ 17.2	38.6

同町同大字 同字2079番 1地先まで

宮崎県告示第 781号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月 8 日から平成22年11月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	北諸県郡三 股町大字宮 村字小鷹原 2075番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字2079番 1 地先まで	平成22年11月 8 日